

(1) 墓園使用権の承継手続き

番号		提出書類	担当課(大牟田市)	備考
1	提出が必要	墓園使用権承継許可申請書	土木管理課	・実印の押印
2		誓約書(墓園承継に伴う)	土木管理課	・実印の押印
3		印鑑証明	市民課	・承継者のもの
4		・現使用者との続柄を確認できる資料 ・承継者の本籍を確認できる資料	市民課	・戸籍謄本又は抄本の写し(例えば)
5		墓園使用許可書	墓地使用者	
6	市外居住者の場合	管理人の住民票	市民課	
7	5が無い場合	(5)の手続きが必要	土木管理課	

(2) 管理墓地に埋蔵する場合の手続き

番号		提出書類	担当課(大牟田市)	備考
1	提出が必要	埋蔵(改葬)届書	土木管理課	
2	どちらか提出	火葬許可証(原本)	市民課	・市内であれば市民課で再発行可能(焼骨後10年以内)
3		改葬許可書	改葬元の墓地管理者及び首長	・自宅等から管理墓地に埋蔵する場合は、申請者が墓地管理者として市民課より改葬許可証を発行してもらう。 ・認印の押印(墓地使用者と申請者が同一人であり、かつ自署の場合、押印は不要)
4		(1)の手続きが必要	土木管理課	・使用者死亡の場合

(3) 管理墓地から他の墓地に移す場合の手続き

番号		提出書類	担当課(大牟田市)	備考
1	提出が必要	埋蔵(改葬)届書	土木管理課	
2		改葬許可申請書兼許可証	土木管理課	・管理者欄に大牟田市が入力された様式を用いる
3	墓地返還の場合	(6)の手続きが必要		・返還が伴う場合は承継手続きは省く

(4) 墓園使用許可証の変更の手続き

番号		提出書類	担当課(大牟田市)	備考
1	提出が必要	許可証書替(再交付)申請書	土木管理課	
2		墓園使用許可書	墓地使用者	
3		変更内容が確認できるもの	墓地使用者	・住民票等(運転免許証、パスポート等の写しも可)

(5) 墓園使用許可証の再交付(紛失・汚損等)の手続き

番号		提出書類	担当課(大牟田市)	備考
1	提出が必要	許可証書替(再交付)申請書	土木管理課	
2		本人確認ができるもの	墓地使用者	・住民票等(運転免許証、パスポート等の写しも可)

(6-1) 墓園の返還手続き【墓園使用許可証がある場合(櫟野or宮浦・若宮の一部)】

番号		提出書類	担当課(大牟田市)	備考
1	提出が必要	墓園返還届	土木管理課	・墓の解体時は表土の入替え(15cm以上) ・使用者が死亡している場合は、使用者との連名で署名
2		墓園使用許可書	墓地使用者	
3	使用者死亡の場合	誓約書(返還に伴う)	土木管理課	
4		使用者と申請者の続柄を確認できる資料	市民課	・戸籍謄本又は抄本の写し(例えば)

(6-2) 墓園の返還手続き【墓園使用許可証を紛失または発行がない場合】

番号		提出書類	担当課(大牟田市)	備考
1	提出が必要	墓園返還届	土木管理課	・墓の解体時は表土の入替え(15cm以上) ・使用者が死亡している場合は、使用者との連名で署名 ・実印の押印
2		印鑑証明	市民課	・使用者のもの
3	使用者死亡の場合	誓約書(返還に伴う)	土木管理課	・実印の押印
4		印鑑証明	市民課	・申請者のもの
5		使用者と申請者の続柄を確認できる資料	市民課	・戸籍謄本又は抄本の写し(例えば)

(7) 墓碑の建立・撤去の手続き

番号		提出書類	担当課(大牟田市)	備考
1	提出が必要	設備工事届書(着工前)	土木管理課	・境界を図面に表記して下さい ・完了届では竣工写真だけでなく、着工前の写真も提出して下さい ・受付時に許可証の内容等を確認させて下さい ・場所の間違いがないように墓地区画図に当該墓所を明示したもので、確認して下さい。(申請者、管理者双方で確認)
2		設備工事完了届書(完了時)		・完了届では竣工写真だけでなく、着工前の写真も提出して下さい
3	場合により提出が必要	墓園内車両乗入許可申請及び許可書	土木管理課	・車止めの鍵が必要な場合は貸出し簿に記入して下さい
4		墓園内土地使用許可申請書及び許可書		・墓碑建立等で資材等を仮置きする場合に申請 ・占用料が発生します